

板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 の進捗状況について

1 板橋区一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき市区町村が一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理の中長期的な方向性を定める計画であり、区では第四次計画として一般廃棄物処理基本計画 2025 を策定している。

なお、計画期間は、板橋区基本計画 2025、板橋区環境基本計画 2025 との整合を図り、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までの 8 年間としている。

2 本計画の基本理念・達成目標

- (1) 基本理念：人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現
- (2) 達成目標：循環型経済社会の実現、循環型廃棄物処理システムの構築

3 本計画の主な施策

- (1) ごみ処理基本計画
 - ①情報発信・普及啓発計画：「板橋かたつむり運動」の展開、情報発信媒体の充実
 - ②発生抑制計画：生ごみ減量・資源化の促進、リサイクルプラザを拠点とした活動の継続
 - ③再生利用促進計画：トレイ・ボトル類の分別回収の区内全域への拡大、古紙類の分別回収の徹底、不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収
 - ④収集運搬計画：水銀含有廃棄物の回収ルート確立、事業系ごみの減量・資源化、適正排出指導
 - ⑤適正処理・処分計画：災害時の対応
- (2) 生活排水処理基本計画

浄化槽の適正管理、し尿の適正な収集運搬・処分

4 板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 の数値目標の進捗状況及び評価

指 標	目標値：令和7年度	実績値：令和4年度	評価評語
指標1 区民1人1日あたりの資源・ごみ量	598g/人日 (平成27年度より 13.2%減)	622g/人日 (平成27年度より 9.7%減)	順調
指標2 リサイクル率	28% (平成27年度より 6.5ポイント増)	22.0% (平成27年度より 0.5ポイント増)	漸進

「区民1人1日あたりの資源・ごみ量」は令和2年度から続いたコロナ禍による影響が微少になったこと、また物価高での消費活動の低減によるごみ量減少に伴い、減少率は「順調」であるものの、「リサイクル率」は引き続き「漸進」となった。今後は、計画の重点的取組である「トレイ・ボトル類の分別回収の区内全域への拡大」として、プラスチック再資源化事業の本格実施を中心に、SDGsの観点を踏まえ、更なる資源・ごみ量、リサイクル率の向上を図っていく。

5 本計画の主な施策の実施状況（令和4年度）

(1) ごみ処理基本計画

①情報発信・普及啓発計画

● 「板橋かたつむり運動」の展開

3R推進月間に広報いたばし特集記事（令和4年9月24日号）により啓発を行った。
また、令和4年度は、区民まつり等のイベントにおいて情報発信を行った。

● 情報発信媒体の充実

スマートフォン向け区統合アプリ「ITA-Port」（多言語対応）で、資源やごみについて収集日や分別方法など様々な情報を発信を行った。

②発生抑制計画

● ごみ減量・資源化の促進

食品ロスを減らすために、区内22か所においてフードドライブの窓口を常設化している。
また、「食品ロス」削減に向けた啓発動画CMを区ホームページで公開している。

● リサイクルプラザを拠点とした活動の継続

不用となった衣類、雑貨、家具等の引き取り、展示、販売を引き続き実施している。
令和2年度より廃棄物発生抑制に関する啓発講座「ゼロウェイストプロジェクト」（連続講座）と3R啓発に寄与する「金継」、「裂き織り」の講座を実施している。

③再生利用促進計画

● 古紙類の分別回収の徹底

雑がみの回収量増に向け、区内イベントにおいて古紙類の分別に関するクイズ等を実施し、幅広い世代への周知を行った。

● 不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収

不燃ごみ資源化については、平成29年度に区内全域実施とし、令和元年度から、100%の資源化を達成した。

● プラスチックの再資源化

令和3年度から区実施計画事業に位置付け、令和4年度は一部区域においてモニター調査及び区民アンケート調査を実施し、プラスチック資源分別収集量などを試算した。
また、プラスチックの再生利用を目的とした使用済みハブラシの回収を開始した。

④収集運搬計画

● 水銀含有廃棄物の回収ルートの確立

体温計等水銀含有廃棄物について、不燃ごみ資源化全量実施の中で民間資源化施設へ搬入後、水銀リサイクル業者への引き渡しにより適正に回収した。

● 事業系ごみの減量・資源化・適正排出指導

板橋東・西清掃事務所において、集積所でのふれあい指導を実施した。

⑤適正処理・処分計画

● 災害時の対応

令和3年3月に災害廃棄物処理計画を策定した。令和4年度は関係各課と協議のうえ、仮置場の選定を行った。

(2) 生活排水処理基本計画

● 浄化槽の適正管理

浄化槽管理者に対し、収集運搬補助金事業を実施するとともに清掃指導を実施した。

● し尿の適正な収集運搬・処分

板橋東清掃事務所において、豊島区、北区の家庭系し尿の収集運搬を実施し、汲み取り世帯の減少に応じた効率的収集を行った。